

宴会場ご利用規約

1. 【本約款の適用】

ホテルグランド富士(以下「当ホテル」と称します)の宴会・会議・催物等(以下を「宴会」と称します)の会場利用及びこれに関するご利用はこの規約に定めるところによるものとさせていただきます。
この規約に定められていない事項については法令又は慣習によるものといたします。

2. 【宴会時間と追加室料】

宴会場等のご使用開始から終了(設営・撤去時間も含む)までの契約時間(以下「宴会時間」と称します)は所料金で契約をしておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますので、予めご了承ください。

3. 【有料人数の確認】

お料理を用意する人数(以下「有料人数」と称します)を宴会等の3日前までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降はすべての手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席者が有料人数より減少した場合でも最終有料人数分の料金を請求させていただきます。

4. 【内金】

宴会等のご予約時に内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルから提示させていただきます。

5. 【取消料】

すでにご契約いただいている宴会等をお取消しになる場合には下記により取消料を頂戴いたします。

	取 消 料
(1)開催当日の60日前までのお取消しの場合	ご予約会場の会議室料(1日)の 10%
(2)開催当日の59日前から30日前までにお取消しの場合	ご予約会場の会議室料(1日)の 30%
(3)開催当日の29日前から10日前までにお取消しの場合	宴会見積額の 50%
(4)開催当日の9日前から4日前までにお取消しの場合	宴会見積額の 80%
(2)開催当日の3日前から開催当日のお取消しの場合	宴会見積額の 全額

※手配済み等による費用の発生した場合には、取消料とは別途、請求させていただきます。

● 台風等災害による取消料と期日変更料について

【2日前】 取消料：実費諸経費、変更料：実費諸経費

【前日】 取消料：見積金額の料理の30%と実費諸経費、変更料：見積金額の料理の20%と実費諸経費

【当日】 取消料：見積金額の100%と実費諸経費、変更料：見積金額の50%と実費諸経費

6. 【解約及び利用契約締結の拒否】

下記に掲げる事項につきましては、宴会等をお引き受けする事ができません。

また、既にご契約いただいた場合においても、ご契約を解除させていただくことがございますので、承知おきください。

(1) 宴会等に出席されるお客様が、法令または、公序良俗に反する行為をされた場合、または、その恐

れがあるとホテル側が判断した場合

- (2) 宴会等に出席されるお客様が、他のお客様に迷惑をおかけした場合、または、その恐れがあるとホテルが判断した場合
- (3) 本規約に違反する事実があった場合
- (4) ホテルの利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号の暴力団員、または、同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業、または、団体の関係者がいる場合
- (5) ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (6) 当ホテルまたはホテルの従業員に対し、暴力的要求行為を行った場合、または、合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (7) ホテル利用者の中に、指定暴力団及び指定暴力団員等または、その関係者、その他反社会的勢力であった場合
- (8) ホテル利用者の中に暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人・その他団体であった場合、または、その法人・その他団体の役員のうち、暴力団・暴力団員に該当する者があった場合

7.【装飾・余興・音響・照明等の手配】

宴会等に関連する装飾・看板・余興・レセプタント・音響・照明につきましては、ホテル指定会社をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お客様が直接ホテル指定会社以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテル担当係員の了解を得た後にご手配ください。なお、事前にホテル担当係員の同意を得ず、ホテル指定会社以外に手配されることはお断りいたします。

8.【直接手配の業者に対する指示】

当ホテルの了解のもと、お客様が直接依頼された会社が行う宴会等に関する装飾・音響・余興等の搬出入等の方法につきましては、ホテルの美観・導線などの事をふまえて一定のルールに従っていただきます。

9.【損害賠償】

お客様(お客様側のすべての関係者を含みます)が直接ご依頼された会社が、ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷した場合には、ホテルの指示により修繕していただくか、または、損害賠償金をご負担いただくこととなります。

10.【禁止事項】

- (1)明らかに伝染病であると認められる方、或いは伝染病の恐れがある方のご来館
- (2)盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬、猫、小鳥、その他愛玩動物、家畜類等の持込
- (3)悪臭を発するものの持込
- (4)発火または引火性のある物品(クラッカー等も含む)の持込
- (5)備品の移動
- (6)乗り物を運転されるお客様の飲酒
- (7)法令または公序良俗に反する行為および他のお客様の迷惑になる言動
- (8)使用目的以外でのご利用
- (10)その他、法令で禁じられている行為

2018.05.01